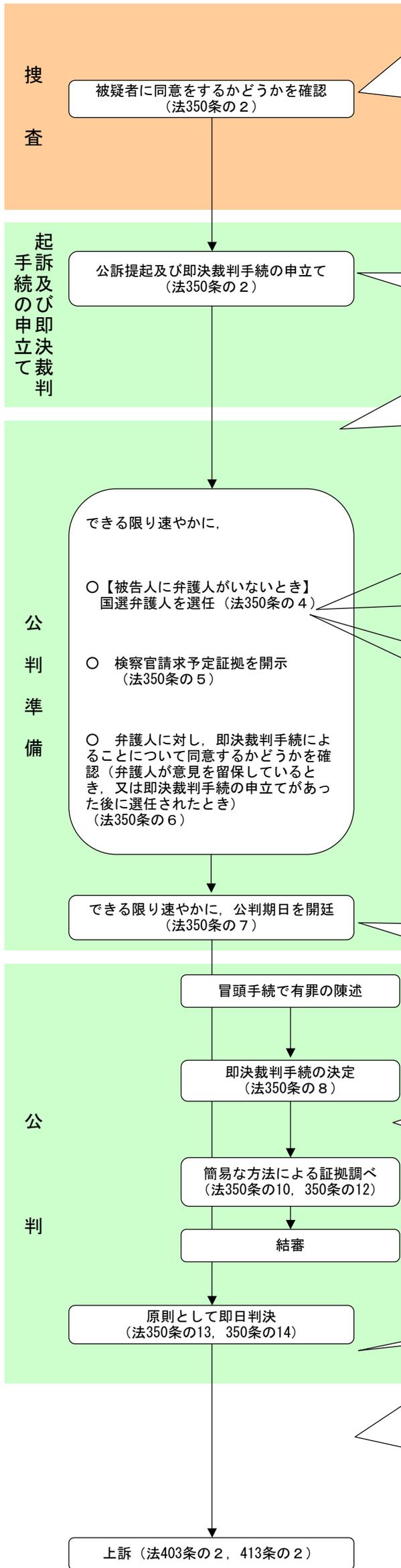


即決裁判手続の流れ

規則改正事項



- 同意確認のための国選弁護人選任請求**  
 法第350条の3第1項の請求は、法第350条の2第3項の確認を求めた検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官又はその地方裁判所の所在地（その支部の所在地を含む。）に在る簡易裁判所の裁判官にしなければならないものとする。 **(四の3)**
- 同意確認のための私選弁護人選任の申出**  
 資力が基準額以上である被疑者が法第350条の3第1項の請求をする場合には、法第350条の3第2項において準用する法第37条の3第2項の規定により法第31条の2第1項の申出をすべき弁護士会は法第350条の2第3項の確認を求めた検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会とし、当該弁護士会が法第350条の3第2項において準用する法第37条の3第3項の規定により通知をすべき地方裁判所は当該検察庁の所在地を管轄する地方裁判所とする。 **(四の4)**
- 書面の添付**  
 即決裁判手続の申立書には、法第350条の2第3項に定める手続をしたことを明らかにする書面を添付しなければならないものとする。 **(四の2)**
- 即決裁判手続の申立ての却下**  
 1 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあった事件について、法第350条の8各号のいずれかに該当する場合には、決定でその申立てを却下しなければならないものとする。法第291条第2項の手続に際し、被告人が起訴状に記載された訴因について有罪である旨の陳述をしなかった場合も、同様とする。 **(四の5(一))**  
 2 1の決定は、これを送達することを要しないものとする。 **(四の5(二))**
- 弁護人選任に関する通知**  
 裁判所は、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる事件以外の事件について、即決裁判手続の申立てがあったときは、第一百七十七条の規定にかかわらず、遅滞なく、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求できる旨のほか、弁護人がなければ法第350条の8の手続を行う公判期日及び即決裁判手続による公判期日を開くことができない旨を知らせなければならないものとする。ただし、被告人に弁護人があるときは、この限りではないものとする。 **(四の6)**
- 弁護人のない事件の処置**  
 1 裁判所は、即決裁判手続の申立てがあった場合において、被告人に弁護人がいないときは、第一百七十八条の規定にかかわらず、遅滞なく、被告人に対し、弁護人を選任するかどうかを確かめなければならないものとする。 **(四の7(一))**  
 2 1の処置をするについては、被告人に対し、一定の期間を定めて回答を求めなければならないものとする。 **(四の7(二))**  
 3 2の期間内に回答がなく又は弁護人の選任がないときは、裁判長は、直ちに被告人のため弁護人を選任しなければならないものとする。 **(四の7(三))**
- 公判期日の指定**  
 法第350条の7の公判期日は、できる限り、公訴が提起された日から14日以内の日を定めなければならないものとする。 **(四の8)**
- 即決裁判手続による場合の特例《証拠調べの方法等》**  
 即決裁判手続によって審理する旨の決定があった事件については、第198条、第199条及び第203条の2の規定は、適用しないものとする。 **(四の9)**
- 判決書への引用**  
 刑訴規218条の2を次のとおり改めること。  
 第二百十八条の二 地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所においては、簡易公判手続又は即決裁判手続によつて審理をした事件の判決書には、公判調書に記載された証拠の標目を特定して引用することができる。 **(四の1)**
- 即決裁判手続による場合の特例《調書》**  
 1 即決裁判手続によって審理し、即日判決の言渡しをした事件の公判調書については、第52条第1項の規定にかかわらず、判決の言渡しをした公判期日から21日以内にこれを整理すれば足りるものとする。 **(四の10(一))**  
 2 1の場合には、その公判調書の記載の正確性についての異議の申立期間との関係においては、その公判調書を整理すべき最終日にこれを整理したもののみとする。 **(四の10(二))**  
 1 即決裁判手続によって審理し、即日判決の言渡しをした事件について、裁判長の許可があるときは、裁判所書記官は、第44条第1項第16号及び第19号に掲げる記載事項の全部又は一部を省略することができるものとする。ただし、控訴の申立てがあった場合は、この限りでないものとする。 **(四の11(一))**  
 2 検察官及び弁護人は、裁判長が前項の許可をする際に、意見を述べることができるものとする。 **(四の11(二))**